

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	補足-040 改4
提出年月日	平成30年2月19日

工事計画添付書類に係る補足説明資料

【第14, 15, 38条に対する適合性の整理表】

(抜粋)

【施設名： — 】

【関係する添付書類名：安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

本資料は、工認添付書類「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の記載内容を補足するものである。以下に補足説明項目を示す。

※下線部は、本版の説明内容

1. 第54条に対する適合性の整理表（重大事故等対処設備の健全性評価）
2. 第14, 15, 38条に対する適合性の整理表（安全設備を含む設計基準対象施設の健全性評価）
3. 環境条件における機器の健全性評価の手法について
4. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置について（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の概要）
5. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の操作性について（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の操作性に関する補足説明）
6. 単一故障の影響評価
7. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートについて
8. 核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について
9. 原子炉格納容器内に使用されるテフロン®材の事故時環境下における影響について
10. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第54条及び第59条から77条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表
11. 高温環境下での逃がし安全弁の開保持機能維持について
12. 技術基準規則第9条「発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止」への対応について
13. 放射性廃棄物による汚染の広がりの防止に関する対応について
14. 重大事故等対処設備の事故後8日以降の放射線に対する評価について

東海第二発電所 第 14, 15, 38 条に対する適合性の整理表

火災防護設備			(設計基準対象施設・ <b>安全施設</b> ・重要施設・重要安全施設)	参照図書		
			ハロンボンベ (原子炉隔離時冷却系ポンプ室用)			
第 14 条	第 1 項	重要施設	単一故障時の機能達成 多重性又は多様性、及び独立性	・該当しない	-	
		第 2 項	安全施設	環境条件における健全性	温度	・環境温度(40℃) ≤ 設計値 <input type="text"/>
	圧力				・環境圧力(大気圧) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境圧力】: 添付書類 V-1-1-6 第2.3節 【設計値】: 本文要目表 評価手法1
	湿度				・環境湿度(90%) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境湿度】: 添付書類 V-1-1-6 第2.3節 【設計値】: 評価手法2
	屋外天候				- (考慮不要)	【配置図】: 第9-3-1-1-10図
	放射線(設備)				・環境放射線(≤1 mGy/h) ≤ 設計値 <input type="text"/>	【環境放射線】: 添付書類 V-1-1-6 第2.3節 【設計値】: 評価手法3
	放射線(被ばく)				- (操作不要)	-
	海水				・海水を通水しない	-
	電磁的障害				・電磁波の影響を受けるような電子部品を含む制御回路は組み込まない	【構造図】: 第9-3-3-3-1図
	荷重				・地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響による荷重を考慮して、機能を損なわない設計(地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については添付書類 V-2、地震以外の荷重及び地震以外の荷重の組合せに対する設計については添付資料 V-1-1-2に基づき実施)	・添付書類 V-2 ・添付書類 V-1-1-2
	周辺機器等からの悪影響				・地震以外の自然現象及び外部人為事象による波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第6条「津波による損傷の防止」及び第7条「外部からの衝撃による損傷防止」に基づく設計 ・地震の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第5条「地震による損傷の防止」に基づく設計 ・火災の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第11条「火災による損傷の防止」に基づく設計 ・溢水の波及的影響によりその機能を喪失しないように、技術基準規則第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に基づく設計	・添付書類 V-1-1-2 ・添付書類 V-2 ・添付書類 V-1-1-7 ・添付書類 V-1-1-8
	冷却材の性状	- (考慮不要)	-			
	第 15 条	第 2 項	設計基準対象施設	試験・検査	・規定圧力の確認及び外観の確認が可能な設計	【構造図】: 第 9-3-3-3-1 図
		第 4 項	設計基準対象施設	悪影響防止 内部発生飛散物	- (内部発生飛散物による影響なし)	-
第 5 項		重要安全施設	共用又は相互接続の禁止	・該当しない	-	
第 6 項		安全施設	共用又は相互接続による影響の低減	・共用又は相互接続しない設計	-	
第 38 条	第 2 項	安全施設	操作の確実性 操作の容易性	- (操作不要)	-	